

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書【神奈川県】
 中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価方法書【川崎市】

概要と縦覧、説明会開催のお知らせ

環境影響評価法に基づく「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書【神奈川県】」及び川崎市環境影響評価に関する条例に基づく「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価方法書【川崎市】」を作成しましたので、その概要と縦覧方法、説明会の開催についてお知らせいたします。

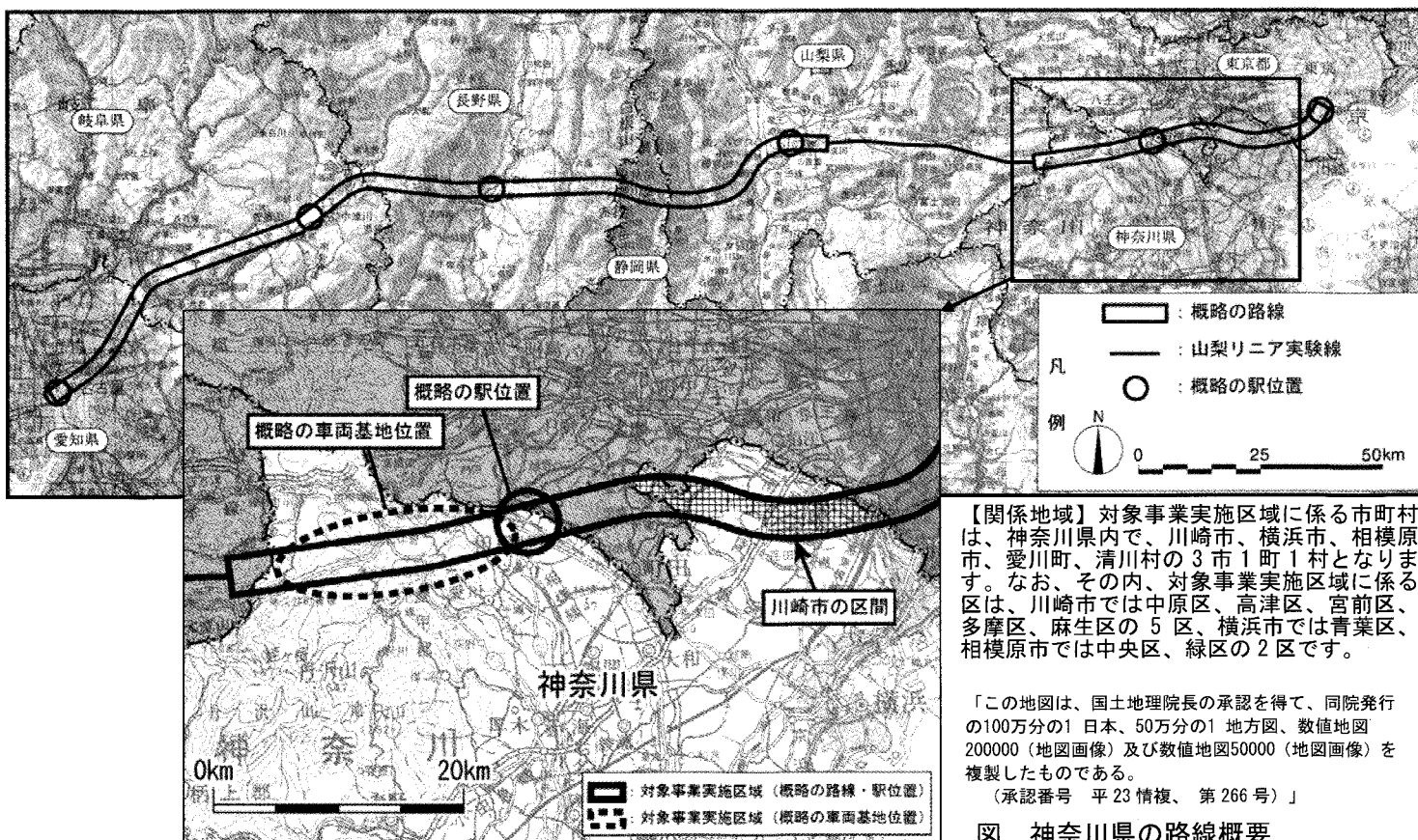
中央新幹線（東京都・名古屋市間）の概要

中央新幹線の東京都～名古屋市間の路線は、東京都港区の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8km）、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市の東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約286kmであり、神奈川県の路線概要図は下図に示すとおりです。

中央新幹線は、国土交通大臣から建設主体の指名を受けた東海旅客鉄道株式会社（JR東海）が、整備計画に基づき建設する新幹線路線です。

計画の概要

名称	中央新幹線		
事業者	東海旅客鉄道株式会社		
区間	東京都・名古屋市		
走行方式	超電導磁気浮上方式		
最高設計速度	505 キロメートル/時		
延長	約 286km（内、神奈川県 約 40km）	○地表式、掘割式、嵩上式 ○トンネル	延長 約 38 km 延長 約 248 km
付帯施設	<input type="checkbox"/> 停車場 6カ所の内 地上駅 3カ所（山梨県、長野県、岐阜県） 地下駅 3カ所（東京都、神奈川県、愛知県） <input type="checkbox"/> 車両基地 2カ所（神奈川県、岐阜県（工場含む））		



環境影響評価の項目

環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」では、神奈川県区間について、周辺環境への影響を調査、予測、評価する項目を、表-1のとおり、選定しました。川崎市環境影響評価に関する条例に基づく「法対象条例環境影響評価方法書」では、川崎市区間について、周辺環境への影響を調査、予測、評価する項目を、表-2のとおり選定しました。

表-1

影響要因の区分			工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用							車両基地※2						
			働	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材の除去	既存の工作物の切土工等又は既存のトンネルの工事	トンネルの工事	道路及び工事用道路の設置	工事施工ヤード及びトンネルの存在	鉄道施設(トンネル)の存在	鉄道施設(地表式又は掘削式)の存在	鉄道施設(地下式)の存在	鉄道施設(高上式)の存在	鉄道施設(駅舎)の存在	車両基地、換気施設の存在	鉄道施設(駅舎)の供用	鉄道施設(駅舎)の供用	列車の走行(地下を走行する)の場合を除く。	列車の走行(地下を走行する)の場合に限る。	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	
大気環境	大気質	二酸化窒素	●	●																●	●		
		浮遊粒子状物質	●	●																	●	●	
		粉じん等	●	●																	●	●	
	騒音	騒音	●	●																●	●		
	振動	振動	●	●																●	●		
	微気圧波	微気圧波																		●	●		
	低周波音	低周波音																			●	●	
水環境	水質	水の濁り			●	●	●														●	●	
		水の汚れ			●	●															●	●	
	水底の底質	水底の底質			●																		
	地下水	地下水の水質及び水位			●	●			●					●	●						●	●	
	水資源	水資源			●	●			●					●	●						●	●	
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質							●	●	●	●	●	●								●	
		地盤沈下			●	●			●					●	●							●	●
		土壌汚染			●	●																●	●
	その他の環境要素	日照阻害											●	●									
		電波障害											●	●									
		文化財								●	●	●	●										●
		磁界																					●
		地域分断※1											●			●							●
	安全(危険物等)※1																				●	●	
	安全(交通)※1			●																	●	●	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●	
植物	重要な種及び群落			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●	
生態系	地域を特徴づける生態系	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観									●	●	●	●									●	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場									●	●	●										●	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●	●																●	●	
	廃棄物等																					●	
温室効果ガス	温室効果ガス	●	●																		●	●	

※1 神奈川県条例に基づき追加した項目です。
 ※2 神奈川県条例に基づき「操車場、検車場の建設」として、影響要因の区分を再掲したものです。

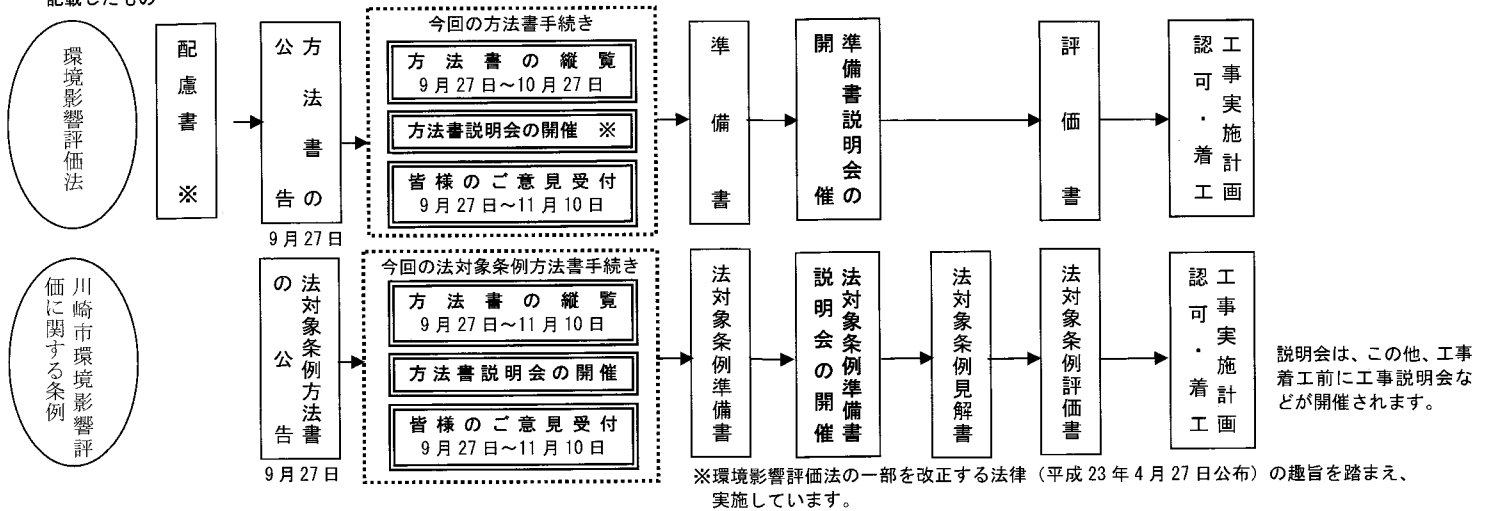
表-2

環境影響評価項目		環境影響要因		供用時															
				工事中				施設の存在							施設の供用				
				働	建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	平面構造	掘削構造	地下構造	盛土構造	高架又は	在	駅舎の存在	換気施設の存在	車両基地の存在	列車の走行	駅舎の供用	換気施設の供用
地域社会	人と自然とのふれあい活動の場			●															
	地域交通	交通混雑、交通安全			●														

環境影響評価の手続きについて

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者（事業者）が、その事業で環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価等を行い、その結果を公表する制度です。手続きを通じて地域の方々や行政からご意見をいただき、環境の保全の観点からより適正な配慮を行うことによって、事業と環境との調和を図っていきます。法と条例で手続きが少し異なります。

注 配慮書 事業の計画段階において、環境への影響を踏まえ、配慮事項を記載したもの、方法書 環境への影響を調査・予測・評価する項目や、調査・予測の手法などを記載したもの、準備書 方法書等に基づき、環境への影響を調査・予測・評価した結果などを記載したもの、評価書 皆様のご意見を踏まえて、最終的に環境影響評価の結果を記載したもの



環境影響評価方法書の縦覧について

	環境影響評価方法書（神奈川県）	法対象条例環境影響評価方法書（川崎市）
【電子縦覧】	J R東海ホームページ (http://jr-central.co.jp)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm)
【縦覧場所】	下記の神奈川県の機関、下記の川崎市の機関、下記のJ R東海の機関	神奈川県内の機関の内、神奈川県県民活動部県民課川崎駐在事務所、下記の川崎市の機関、下記のJ R東海の機関
【縦覧期間】	平成23年9月27日（火）～10月27日（木） 但し土曜日・日曜日・祝日は除きます。（なお、神奈川県環境影響評価条例により11月10日（木）まで閲覧できます。）	平成23年9月27日（火）～11月10日（木） 但し土曜日・日曜日・祝日は除きます。（但し、高津区役所、宮前区役所及び麻生区役所では第2、第4土曜日の午前中も縦覧を行いません。）


神奈川県の機関	神奈川県環境農政局環境保全部環境計画課、神奈川県県民活動部県民課横浜駐在事務所、神奈川県県民活動部県民課川崎駐在事務所、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部、神奈川県県央地域県政総合センター環境部、神奈川県湘南地域県政総合センター環境部、神奈川県足柄上地域県政総合センター環境部、神奈川県西湘県政総合センター環境部
川崎市の機関	川崎市環境局環境評価室、川崎市中原区役所、川崎市高津区役所、川崎市高津区役所橋出張所、川崎市宮前区役所、川崎市宮前区役所向丘出張所、川崎市多摩区役所、川崎市多摩区役所生田出張所、川崎市麻生区役所
J R東海の機関	東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（神奈川）

方法書の説明会について

環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」と川崎市環境影響評価に関する条例に基づく「法対象条例環境影響評価方法書」の内容について、下記の会場及び日時で説明会を開催します。（来場多数の場合、会場の都合により、入場をお断りする場合があります。）


<p>川崎市国際交流センター 川崎市中原区木月祇園町 2-2</p> <p>平成23年10月16日（日）10:00～11:30 10月18日（火）19:00～20:30</p>	<p>てくのかわさき（生活文化会館） 川崎市高津区溝口 1-6-10</p> <p>平成23年10月20日（木）19:30～21:00 10月23日（日）10:00～11:30</p>	<p>宮前市民館 川崎市宮前区宮前平 2-20-4</p> <p>平成23年10月15日（土）9:45～11:15 10月24日（月）19:00～20:30</p>
---	---	---

多摩市民館
川崎市多摩区登戸 1775-1



平成 23 年 10 月 25 日 (火) 19:00~20:30

麻生市民館
川崎市麻生区万福寺 1-5-2



平成 23 年 10 月 16 日 (日) 19:00~20:30
10 月 27 日 (木) 19:00~20:30

- 「環境影響評価方法書」と「法対象条例環境影響評価方法書」の内容を併せて説明いたします。
- 説明会は、いずれの会場も同一の内容となります。
- いずれの会場にも参加いただけます。
- 受付・開場は、各会場とも開始 30 分前から行ないます。
(但し、宮前市民館の 10 月 15 日 (土) 開催は 9 時 15 分より受付、同 30 分開場となります。)
- 来場の際は、できる限り公共の交通機関をご利用ください。
- その他、横浜市、相模原市でも縦覧・説明会を、愛川町、清川村でも縦覧を行います。詳しくは下記の問い合わせ先にご確認ください。

意見書の提出について

環境影響評価法に基づき「環境影響評価方法書」について、また、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき「法対象条例環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見のある方は、日本語にて意見書を提出することができます。

●環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」

(対象区間：神奈川県の間)

(対象項目：2 頁の表-1 をご参照願います)

【提出先】 ①インターネットの場合 JR東海ホームページでの専用入力フォーム

(<https://jr-central.co.jp/public/opinion/input>)

②郵送の場合 下記あて先に住所・氏名(法人・団体の場合、所在地、代表者氏名)を記入して送付してください。様式は自由です。

◇あて先 『〒108-8799 東京都港区三田 3-8-6 日本郵便高輪支店留め

JR 東海 中央新幹線環境影響評価方法書 ご意見受付係』

【提出期間】平成 23 年 9 月 27 日 (火) ~ 11 月 10 日 (木) 必着

●川崎市環境影響評価に関する条例に基づく「法対象条例環境影響評価方法書」

(対象区間：川崎市の区間)

(対象項目：2 頁の表-2 をご参照願います)

【提出先】 下記あて先に送付してください。意見書の用紙は、各縦覧場所に備えてあります。なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、法対象事業の名称及び意見が記入されていれば意見書の用紙は問いません。

◇あて先 『〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室』

【提出期間】平成 23 年 9 月 27 日 (火) ~ 11 月 10 日 (木) (郵送の場合は 11 月 10 日消印有効)

※提出された意見は個人情報をおふせて、その写しが法対象事業者に送付されます。

留意事項

- ・ご意見は、中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書に関するご意見に限らせていただきます。
- ・頂いたご意見に配慮して、今後、準備書の作成を行います。なお、ご意見に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ご記入された個人情報は、収集意見の分類集計などの目的以外に利用することはありません。

お問い合わせ先

【事業内容及び各方法書の内容について】

東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所(神奈川)
神奈川県相模原市中央区相模原 4-3-14 相模原第一生命ビル 4F
TEL 042-756-7261
(受付日時/土・日・祝日を除く平日、9 時~17 時)

【「法対象条例環境影響評価方法書」に関する手続きについて】

川崎市環境局環境評価室
川崎市川崎区宮本町 1 番地
TEL 044-200-2156
(受付日時/土・日・祝日を除く平日、8 時 30 分~17 時)



JR 相模原駅南口徒歩 5 分